

〔商法 六六三〕

有限責任事業組合の組合員の固有財産に対する強制執行の可否

東京高決令和五年二月二十五日（抗告棄却、確定）
令和五年（ウ）第一五二三号債権差押命令申立却下決定に対する執行抗告事件
判例タイムズ一五二二号六三頁

〔判示事項〕

有限責任事業組合の債権者は、債務者を当該組合とする債務名義に基づき、組合員の固有財産に対して強制執行することはできないものと解するのが相当である。

〔参照条文〕

有限責任事業組合契約に関する法律二五条、二二条一項

〔事 実〕

X（債権者、抗告人）は、Y有限責任事業組合（債務者、相手方。以下「Y組合」）に対して債権を有する者である。Xは、XとY組合との間で執行力のある和解調書正本（以下「本件債務名義」）に基づき、Y組合の代表者組合員Aが第三債務者Bに対して有する請求権を差し押さえる旨の債権差押命令の申立て（以下「本件申立て」）をした。AのBに対する請求権はAの固有財産と解されるところ、Xは、有限責任事業組合の組合員は有限責任事業組合の債務

につき当該組合員の固有財産をもって直接責任を負い、有限責任事業組合の債権者は、有限責任事業組合契約に関する法律（以下「LLP法」）二二条一項柱書および同項一号を根拠に、債務者を当該組合とする債務名義に基づき、組合員の固有財産に対して強制執行をすることができると主張する。

原審は、有限責任事業組合の債権者は、債務者を当該組合とする債務名義に基づき、組合員の固有財産に対して強制執行することはできないと判断して、本件申立てを却下したため、Xが本件抗告（執行抗告）を申し立てた。

〔決定要旨〕

抗告棄却

① 「まず、……有限責任事業組合契約については各当事者が出資の全部を履行することを効力発生要件とし（同法〔LLP法〕3条1項）、組合員の加入についても、加入しようとする者が出資の全部を履行することを要件としている（同法24条2項）。

また、有限責任事業組合の組合員に対し、自己の固有財産と組合財産との分別管理義務を明示的に課し（同法20条）、組合員固有の債務に対する債権者は組合財産に強制

執行等を行うことができないものとし（同法22条）、不動産が組合財産である場合には、その旨の公示を可能にするため、有限責任事業組合契約に基づく共有物分割禁止の登記ができるものとするなど（同法74条）、組合財産の独立性の維持を図るための規定を設けている。」

さらに、組合債権者の保護の制度として、LLP法五七条（契約の登記）、一一条（出資の目的の限定）、一六条（債権出資の場合の担保責任）などを示し、続けて、「加えて、LLP法56条は、民法上の組合に関する同法の規定を数多く準用しながら、組合債権者が各組合員に対して権利を行使することができる旨を定める規定（民法675条2項）を準用しておらず、また、これに相当する規定がLLP法自体に設けられているということもない。」

② 「以上のとおり、LLP法においては組合債権者保護の制度が整備され、組合財産の独立性が担保されており、民法675条2項を準用していないことからすると、LLP法15条は、有限責任事業組合の組合員がその固有財産をもって組合の債務を負担することを定めたものではなく、組合員となるべき者は、自己の出資の全部を履行すれば、財源規制違反の財産分配がされた場合を除き、その後は当該組合の債務を自己の固有財産をもって弁済する責任を負

わず、組合財産のみを引当てとしてその責任を負うことを定めたものと解するのが合理的であり、相当である。」

③「LLP法15条の規定をこのように解する以上、同法21条1項柱書き及び同項1号の規定は、組合債権者が組合員の固有財産に対する強制執行を行うことができる旨定めたものではなく、単に、有限責任事業組合に法人格がないために組合員名義で所有されている組合財産に対しても、当該組合を債務者とする債務名義の効力が及ぶ旨を確認した規定であると解するのが相当である。」

④「Xは、会社法580条2項は「出資の価額（既に持分会社に対し履行した出資の価額を除く。）を限度として」と定めているのに対し、LLP法15条は単に「出資の価額を限度として」としか定めていないから、同法は組合員が出資を既に履行しているか否かにかかわらず、出資の価額を上限として、組合債権者に対して直接責任を負うことを定めた規定である旨主張する。」

しかし、前記のとおり、LLP法は各当事者が出資の全部を履行することを有限責任事業組合契約の効力発生要件とし（同法3条1項）、組合員の加入についても出資の全部を履行することを要件としているのであって（同法24条2項）、Xの上記主張はこれらのLLP法の規定と整合

しない。」

⑤「以上によれば、有限責任事業組合の債権者は、債務者を当該組合とする債務名義に基づき、組合員の固有財産に対して強制執行することはできないものと解するのが相当である。」

〔研究〕

一 本件は、有限責任事業組合であるY組合に対して債権を有するXが、Y組合を相手方として、Yとの間の執行力ある和解調書正本に基づき、Y組合の組合員Aの固有財産と解されるところの、Aが第三債務者Bに対して有する請求権を、差し押さえる旨の債権差押命令の申立てをした事案である。LLP法21条1項柱書き「債務名義……に表示された当事者が組合である場合においては、次に掲げる者に対し、又はその者のために強制執行又は仮差押え若しくは仮処分執行をすることができる」とし、同項1号で「当該組合の組合員」と定めるのを根拠に、Xは、債務者を当該組合とする債務名義に基づき、組合員の固有財産に対して強制執行することができる旨主張する。また、Xは、LLP法15条が「組合員は、その出資の価額を限度として、組合の債務を弁済する責任を負う」と定めるのは、組

合員が出資履行済みであるか否かにかかわらず、出資の価額を上限として、組合債権者に対して直接責任を負うことを定めたものと主張する。本決定は、LLP法が、組合財産の独立性を担保し、組合債権者保護の制度を整えていること、民法六七五条二項を準用していないことを挙げ、LLP法二一条一項は、組合債権者が組合員の固有財産に対する強制執行を行うことができる旨を定めたものではなく、また、LLP法一五条についても、組合員がその固有財産をもって組合の債務を負担することを定めたものではないとした。有限責任事業組合は、民法上の組合の「特例」として、組合の柔軟性を維持しつつ組合員全員に有限責任を確保する」(日下部聡「有限責任事業組合契約に関する法律」ジュリスト一二九九号〔平成一七年〕一一五頁)ものと説明される。本決定を検討するには、有限責任事業組合の組合員の責任が、民法上の組合の組合員の責任や、会社法の持分会社の有限責任社員の責任と、どのような相違があるかを確認する必要がある。

二 既述のように、LLP法一五条は、有限責任事業組合の組合員の責任は出資の価額を限度とすることを定める。出資の価額は、LLP法四条三項七号で、組合契約書の絶対的記載事項(篠原倫太郎「有限責任事業組合契約に関する

法律の概要」商事法務一七三五号〔平成一七年〕七頁)とされており、また、LLP法三一条一項が「各当事者がそれぞれの出資に係る払込み又は給付の全部を履行することによって、その効力を生ずる」と定め、出資の全部履行を有限責任事業組合契約の効力発生要件としている(加入者についてLLP法二四条二項)。

LLP法一五条を、持分会社の有限責任社員の責任について定める会社法五八〇条二項と対比すると、会社法五八〇条二項括弧書の「既に持分会社に対し履行した出資の価額を除く」との文言が、LLP法一五条にはない。このことから、有限責任事業組合の組合員は、履行済みであったとしても、出資の価額を上限とする有限の、組合債権者に対する直接責任(組合員の固有財産をもって弁済すべき責任)を負うと読めるというのがXの主張(決定要旨④参照)である(納屋雅城「本決定判批」獨協法学一二五号一八六頁も、LLP法一五条の文言上はそのような解釈が可能とされる)。しかし、そもそも、会社法五八〇条一項は、既に同条一項が、有限責任社員を含む持分会社の社員一般の責任について、連帯性、直接責任性を定めていることを承けての規定であるから、二項もまた有限責任社員について直接責任を定めるものと読むとすると、重ねて直接責任

を定めたものと読むことになる。そのように考えると、も

とも会社法五八〇条二項は、一項の持分会社社員一般の責任に対して、有限責任社員についての特則として、出資額を上限とする有限責任性を明らかにするものであつて、有限責任社員の直接責任を定めるものではないと解すべきではなからうか。有限責任社員の直接責任を定めるのは、専ら同条一項と理解すべきものと考えられる（こうした誤解を生まないためには、会社法五八〇条二項は、一〇四条のように、「有限責任社員の前項の責任は、その出資の価額（既に持分会社に対し履行した出資の価額を除く。）を限度とする」と規定すべきであつた）。このように整理すると、会社法五八〇条二項の文言を継受したようにみえる、LLP法一五条も、専ら有限責任性を明らかにするものとして読むべきで、組合債権者に対する直接責任を定めたものとして理解すべきではないことになる。XのLLP法一五条についての主張は、会社法五八〇条二項が有限責任社員の直接責任をも定めるとの読み方を前提とするものと推察されるが、そうした読み方の妥当性がそが問われるべきであろう。決定要旨は、組合員の責任が有限責任となることを縷々述べるのであるが、LLP法一五条に基づく直接責任の主張を否定するための説示としては迂遠なように思

われる。

なお、LLP法一五条について、「組合の債務に対する組合員の弁済責任の引当財産を組合財産のうち組合員の履行した出資の価額に相当するものに限定する趣旨と解して、その範囲で民法を修整するものと解するか、または、その方向で改正がなされることが望ましい」（石綿学）須田徹編著『日本版LLPの法務と税務・会計』（平成一八年）八九頁「増島雅和」との指摘も、Xの主張と同様の問題を含むものといえよう。こうした指摘についても、前述のように、LLP法一五条は会社法五八〇条二項の規定振り（直接責任性を定めたものではない）を継受したものと捉えれば、解釈や立法論を俟たずに、形式的に解決する問題のように思われる。

三 有限責任事業組合の組合員の直接責任（組合員の固有財産をもつて弁済すべき責任）の否定は、LLP法三条一項や二四条二項の全部履行義務と、一五条の有限責任性の結果として導かれる。これは、株式会社の株主の間接責任と同様の構造（全額払込主義＋有限責任）になつており、「既に履行した出資の価額を除く」ことは、株式会社の株主の責任についての規定振りに倣つたものと捉えられよう。決定要旨は、LLP法が民法六七五条二項を準用してい

ないことを繰り返し指摘する。しかし、有限責任事業組合の組合員が固有財産から直接責任を負うことがないという制度設計を採用したとすれば、事柄の性質上、同規定を準用する余地がないのであって、あえて準用しなかったとみるべきではないと考えられる。

また、組合員が固有財産から直接責任を負うことがないことを前提とすれば、LLP法二一条一項を、Xの主張するように理解することもできない。この規定は、決定要旨③も説示するように、当事者の表示を有限責任事業組合名義とする訴訟で第三者が勝訴して債務名義を得ても、債務名義に表示された者にしかその効力が及ばないとなると、組合員が共有名義で所有している組合財産等については、債務名義の表示と組合財産の名義が合致せず、強制執行等をなし得ないこととなりかねないことから、こうした規定を置いたものと説明される(篠原・前掲一四頁)。

杉田 貴洋